

## 徳島県規則第四十九号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

。 徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する

。 別表第二薬務課の項第七号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

### 附 則

この規則は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。